

告 示

埼玉県告示第八百四十三号

越谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
越谷市	令和六年度	街区境界調査 図九枚 街区境界調査 簿十三冊	越谷第七―一計画 区（大字上間久里、 大字袋山、大字恩 間の各一部）	令和七年十月 二十九日